

2020年4月10日

弘前学院大学看護学部  
新型コロナウイルス感染症 COVID-19 に対応した看護学部教育活動方針

＜方針＞

看護学部では、大学の方針に基づき、講義・演習、臨地実習等の教育活動における感染防止に努めるとともに、学生に不利益のない学習環境の保証を図る。

I. 基本的感染予防行動と環境整備

1. 適切な健康管理行動を身につける
  - 1) 健康状態の観察と「健康管理記録」を用いた記録(別紙参照)
    - ・毎日、「健康管理記録」に健康状態や行動を記録し、1ヶ月ごとに月初めに提出する。
    - ・同居者等の健康状態についても留意する。
  - 2) 3密(密閉、密集、密接)の場所を回避
    - ・学内、プライベートにおいて、3密なる空間を意識し、避ける。
  - 3) 不要不急の外出自粛
    - ・原則禁止事項
      - 海外への渡航
      - 国内の流行地域(首都圏等)への訪問(不可避の要件を除く)
      - 不特定多数の人が集まるセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動(ライブ等)
      - 飲食を伴う不特定多数での集会(歓迎会、飲み会、カラオケ等)
      - カリキュラム以外での病院実習や医療機関などの見学
    - ・原則禁止に該当する行動をし、授業参加が心配な場合は、チューター、指導教員、科目責任者等に相談する。
2. 基本的な感染防止対策(感染経路の遮断)を実行する。
  - 1) 適切な手指衛生
    - ・正しい手洗い方法・手洗いのタイミング・・・洗面所を手洗い場所とする。
    - ・速乾性アルコール製剤による擦拭・・・玄関等に配置
  - 2) 咳エチケット

- ・咳やくしゃみの時、マスクやハンカチを使用する。
- 3) 環境対策 [換気]
  - ・自然換気は、1回以上／90分(5分以上)を行う。
  - ・・・休憩時間は、ドアと窓を開け、自然換気を行う。
  - ・講義・演習中、可能であれば、ドアや窓を開放する。
- 4) 環境対策 [清掃・消毒]
  - ・講義室等の机、
  - ・ドアノブの清掃・擦拭消毒
  - ・教卓やマイクの擦拭消毒
  - ・消毒道具は、次亜塩素酸ナトリウム溶液を準備
- 5) 感染防止のための社会的距離 social distance
  - ・1～2メートルの間隔が望ましいが、難しい場合は、マスクを着用する。
- 6) 汚物の適切な廃棄
  - ・使用したマスクや喀痰を喀出したティッシュは、確実に廃棄する。

## II. 講義・演習、臨地実習の基本方針

講義・演習、技術演習、臨地実習では、3蜜の機会を回避し、学習目標を達成する代替の学習内容、方法を検討する・

臨地実習については、以下に記す事項について、学生・教員・実習指導者が共通理解し、看護対象者の健康・安全を最優先とする実習を行う。

1. 講義・演習・グループワーク・技術演習での留意点
  - ・咳エチケット
  - ・社会的距離を確保した着席
  - ・講義時間の柔軟対応
  - ・グループワークを実施時のマスク着用
  - ・演習前後での手洗い実施の徹底
  - ・机、ドアノブ、マイク等の擦拭消毒の徹底
2. 臨地実習(4年生臨地実習:2020年4月13日～7月25日)
  - 1)実習は、以下の感染予防策を徹底したうえで、スケジュール通り行う。

- (1) 教員は、学生に対して、毎日、朝・夕 2 回、健康観察を行い、健康管理記録用紙に記録するよう指導する。
- (2) 学生は、発熱や呼吸器症状(咳・鼻水・咽頭痛等)、味覚・嗅覚異常等を認めた手場合、実習地に移動せず自宅から、
  - ① まず、教員に電話連絡をし、実習の可否を相談する。
  - ② 次いで、看護事務に連絡し指示に従う。
- (3) 臨地において実習開始時、教員または実習指導者は、学生から健康状態の報告を受け、実習の可否を判断する。
- (4) 実習中、マスクの着用は原則必要ないが、実習指導者が必要と判断する場合は着用する。
- (5) カンファレンスでは、社会的距離を確保し、マスクを着用する。
- (6) 実習施設・部署に出入りする際やケア前後において、必ず手洗いをを行う。また、個人聴診器や実習で用いた器具は、使用前後にアルコールシートで擦拭消毒を行う。
- (7) 実習の記録は、自宅で行う事を推奨する。
- (8) 学外の実習施設の場合、実習前に実習施設の受け入れ可否を協議する。
  - ・実習の可否の判断に置いては、近隣地域の COVID-19 の発生状況や学生の健康状態等を考慮するが、施設の意向が最優先される。
  - ・実習の受け入れが可能であっても、状況により実習方法を変更する場合がある。
  - ・実習の受け入れが難しい場合、学内実習あるいは追加の実習を検討する。
- (9) 実習施設のクライアントおよび職員が COVID-19 に罹患(院内・施設内感染)した場合、当該施設での臨地実習を中止する。

## 2) 臨地実習中の感染予防対策

- (1) 手洗いの励行
  - ・実習施設にいる時だけでなく、学内に帰ってきたときや白衣に触れた時(着脱等)、食事の前等に衛生的手洗いを実施する。
  - ・手洗い場所は、洗面所とする。
- (2) 白衣・靴下・ナースシューズの管理
- (3) 実習中の昼食・休憩の取り方(白衣を着ている場合)
  - ・昼食・休憩時間においては、対面、会話など 3 密を回避するための行動をとる。
- (4) 実習期間中の行動
  - ・感染のリスクを下げるために、土日祝日を含め、実習中の不要不急の外出を避ける。
  - ・アルバイトや帰省等については、感染リスクを十分に考慮する。不安があればチューターや教員に相談する。

### Ⅲ. COVID-19 に関連する誹謗中傷防止

COVID-19 の感染・発症(疑いを含む)した人に対して、尊厳を守り、誹謗中傷しない。  
また、感染・発症に関する不安や心配、悩みがある場合は、抱え込まず、チューターや教員に相談する。

### Ⅳ. 学生への周知

- ・大学のホームページ、および看護学部棟に、「新型コロナウイルス感染症対応」のコーナーが特設されていますので、随時更新する。
- ・緊急時には、他の方法においても連絡する。